

## 登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおける重要な不備事項の公表

2026 年 7 月 30 日  
日本公認会計士協会

公認会計士又は監査法人が「上場会社等（公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号）第 29 条の 2）」の財務書類に係る監査証明業務（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。）第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明）を行うときは、公認会計士法第 34 条の 34 の 2 の登録を受けなければならないこととされており、当協会は、上場会社等監査人名簿を備え（法第 34 条の 34 の 3）、上場会社等監査人登録制度の運営を行っている。

当協会は、上場会社等監査人登録制度の運営主体として、登録を受けた公認会計士又は監査法人（以下「登録上場会社等監査人」という。）に対し、品質管理レビュー（改善状況の確認を含む。以下同じ。）を実施し、品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図っている。

なお、品質管理レビューは、指導及び監督（会則第 78 条に規定する監督上の措置を含む。）の性格を有するものであり、摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。

当協会は、登録上場会社等監査人に対して品質管理レビューを実施した場合に、極めて重要な不備事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められる事項）又は重要な不備事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められる事項）が認められたときには、その概要をウェブサイト公表することを規定している（会則第 46 条の 15、上場会社等監査人登録細則第 8 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 9 条第 1 項第 7 号）。

このたび、下記の登録上場会社等監査人に対して通常レビューを実施した結果、重要な不備事項が認められたことから、会則第 46 条の 15 の規定に基づき、本会ウェブサイトにおいて、当該重要な不備事項の概要を以下のとおり公表する。

なお、当協会は、当該登録上場会社等監査人による監査品質の改善のための取組の実施状況等について、適切にモニタリングを進めていく予定である。

### 記

#### 1. 対象となる登録上場会社等監査人

藍監査法人

#### 2. 対象年度

2025 年度の通常レビュー（報告書日付：2026 年 7 月 30 日）

### 3. 品質管理レビュー報告書に記載した重要な不備事項

#### (1) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

監査事務所は、品質管理規程において、品質管理のシステムの監視のうち、定期的な検証を行う担当者を選任する場合には、その監査業務の主たる担当の実施及び審査に関与しない者を選任することとすると規定しており、監査チームのメンバーが当該監査業務の検証を実施することを禁止していない。

このため、監査事務所が定めた品質管理システムを構成する必要な方針と手続の内容が不適切又は不十分な事実が認められ、その程度が重要であると認められる。

#### (2) 登録上場会社等監査人の特則（公認会計士法施行規則第 93 条）

監査事務所は、「業務及び財産の状況に関する説明書類」を公衆縦覧に供しているが、当該説明書類において、公認会計士法施行規則（以下「施行規則」という。）第 93 条第 1 項第 4 号の「業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由」を記載していないほか、同第 3 号の「基準日における業務の品質の管理の状況等」として記載することとされている事項のうち複数の項目を記載していない。

また、監査事務所は、施行規則第 93 条に掲げる事項を公表する体制に関して、当該事項を公表するために必要となる方針及び手続を定めていない。

このため、監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る公認会計士法第 2 条第 1 項の業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる事項が見受けられ、その程度が重要であると認められる。

#### (3) 登録上場会社等監査人の特則（施行規則第 96 条）

監査事務所は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の原則 3 の適用に関して、独立性を有する第三者として個人税理士を選任したとしているが、契約書は締結しておらず、当該者に期待する役割を明らかにしていない。また、上場会社等監査人名簿に登録後、当該者の知見を仰いでいない。

このため、監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る公認会計士法第 2 条第 1 項の業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる事項が見受けられ、その程度が重要であると認められる。

#### (4) 登録上場会社等監査人の特則（施行規則第 95 条及び第 96 条）

監査事務所は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書（ドライラン版）」を社員会で承認した上でウェブサイトにおいて公表しているが、施行規則第 95 条及び第 96 条に掲げる事項を公表する体制に関して、年次報告書を社員会で審議することを方針及び手続として規定化しておらず、また、それ以外の必要となる方針及び手続を定めていない。

このため、監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る公認会計士法第 2 条第 1

項の業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる事項が見受けられ、その程度が重要であると認められる。

#### 4. 公表期間

本日から、品質管理レビューによって改善措置が実施されたことを確認した時（上場会社等監査人登録細則第8条第5項（登録の取消しに係る公表の場合には、第9条第3項））までとする。

以 上

|                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【問合せ先】</b>                                                                                                                |
| 日本公認会計士協会<br>自主規制本部 品質管理グループ<br>(メール) <a href="mailto:gc-office@jicpa.or.jp">gc-office@jicpa.or.jp</a><br>(電 話) 03-3515-1134 |
| ※ 品質管理レビュー制度の詳細は、下記の<br>QRコードからご確認いただけます。                                                                                    |
|                                          |



《参考：関連諸規程》

【日本公認会計士協会会則（2025年7月23日改正）】

（登録取消しの公表）

第46条の13 本会は、第46条の11の規定により登録上場会社等監査人に登録の取消しを通知した場合は、その旨を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

（懲戒処分等を受けた登録上場会社等監査人の取扱い）

第46条の14 本会は、登録上場会社等監査人が金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けたときは、その旨及びその理由を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

（公表事項の委任）

第46条の15 前2条の規定により公表する事項その他登録上場会社等監査人に係る情報の公表に関し必要な事項は、細則で定める。

【上場会社等監査人登録細則（2024年9月11日制定）】

（本会ウェブサイトにおける公表）

第8条 本会は、会則第46条の15の規定に基づき、次の各号に掲げるものを本会ウェブサイトにおいて公表する。

(1)～(8)（省 略）

2 前項各号に掲げるもののほか、本会は、登録上場会社等監査人に対して実施した通常レビュー（会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。）又は登録の審査のためのレビューに係る次に掲げる事項を、本会ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、当該公表の期間は、当該通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの次々回の通常レビュー又は登録の審査のレビューに係る当該事項が公表されるまでの間とする。

(1) 通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施年度

(2) 通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施結果に係る報告書の交付を受けた年月

(3) 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

3 前項各号に掲げるもののほか、本会は、登録上場会社等監査人に対して実施した通常レビュー又は登録の審査のためのレビューについて、改善状況の確認（品質管理委員会運営細則第5条第2項に定める改善状況の確認をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該改善状況の確認について、前項各号に準ずる事項を本会ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、同項第1号及び第2号中「通常レビュー又は登録の審査のためのレビュー」とあるのは「改善状況の確認」に読み替えるものとし、改善状況の確認の対象となった通常レビュー又は登録の審査のためのレビューに係る前項の公表が終了する時まで公表する。

4 本会は、登録上場会社等監査人に対して特別レビュー（会則第77条第2項第2号の特別レビューをいう。以下同じ。）を実施した場合には、次に掲げる事項を当該特別レビューの直前に行われた通常レビュー又は登録の審査のためのレビューに係る第2項の公表が終了す

るまで本会ウェブサイトにおいて公表する。

(1) 特別レビューの実施年度

(2) 特別レビューの実施結果に係る報告書の交付を受けた年月

(3) 特別レビューの概要

(4) 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

5 本会は、第2項第3号及び前項第4号に掲げる事項の公表について、登録上場会社等監査人が、当該不備事項に係る改善措置を講じたことを確認した場合は、速やかに公表を取りやめ、書面又は電磁的記録により、その旨を当該登録上場会社等監査人に通知する。

(登録を取り消された者に関する公表)

第9条 本会は、会則第46条の13の規定に基づき、上場会社等監査人名簿からの登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を本会ウェブサイトにおいて公表する。

(1)～(6) (省 略)

(7) 品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

2 (省 略)

3 前項の規定にかかわらず、本会は、第1項第7号に掲げる公表について、登録を取り消された者が、当該不備事項に係る改善措置を講じたことを確認した場合は、速やかに公表を取りやめるものとする。

4 本会は、前2項に基づき公表を取りやめた場合には、上場会社等監査人名簿からの登録を取り消された者(解散した監査法人にあっては、その清算人)に対して、書面又は電磁的記録により、その旨を通知する。